

発行日 平成 26 年 5 月 1 日

「CSR & コンプライアンス研究フォーラム」フォーラムニュース 68号

発行：「CSR & コンプライアンス研究フォーラム」 広報委員会
〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-14-7 山形ビル3階
TEL 03 (3504) 9800 FAX 03(5157) 3180
E-Mail csm-hq@eco-texj.co.jp

新緑の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

フォーラムニュース 68 号をお届けします。

5月22日、第12回・CSR & コンプライアンス国際フォーラム 2014 開催

来る5月22日・木曜・午後、毎年恒例、江戸東京博物館でのCSR & コンプライアンス国際フォーラムが開催されます。



昨年、第11回国際フォーラム・会場の様子

今回はドイツ・3p Institute for Sustainable Management 代表の Willie Beuth 氏に加えて、サステナビリティ日本フォーラム・代表理事・後藤敏彦氏、東京経済大学・講師・寺中 誠氏、東京都市大学大学院・教授・中原秀樹氏を講演者にお迎えし、「サステナブル調達」について様々な角度からお話をいただく予定です。

プログラム、申込書など詳しくは下記ホームページを参照いただくか、あるいは事務局（03-3504-9800）へお問い合わせください。

<http://www.eco-texj.co.jp/>

3月20日、第61回研究フォーラムセミナーが開催されました

開催にあたり近藤事務局長より挨拶の後、参加の皆様から近況などのご報告をいただきました。



続いて、柴田 豊氏（元・AWI 日本支社アジア開発センター所長、現・尾州・テキスタイル・カレッジ講師）から化学物質管理の基礎（ドイツ・3p/gsm 提供）について講演をいただきました。

REACH と高懸念物質（SVHC）

本日は、化学物質管理の基礎ということでドイツ・3p/gsm から提供されました「化学物質管理資料・・・」を翻訳し説明いたします。

EUでは化学物質に関する法的な枠組みとして REACH が 2007 年に法律として施行され、登録、評価、認可、制限という形で始まりました。化学物質の生産、輸入、あるいは使用の管理についての取り組みです。毒性があるから駄目だけではなく、REACH は予防的安全対策を可能にすることで始まりました。これまでは、サプライチェーンの透明性、各サプライチェーンの製品や部品にどういった化学物質が使われているのか、それがどう形を変えていくかの知識や情報があまりなく、しかも化学物質を扱うサプライヤー自身も物質についての情報提供をあまり行ってこなかった。それらを改善するために REACH というものが作られました。

年間1トン以上を提供する製造業者、あるいは輸入業者が基本的な健康情報、安全管理の情報を提供しなければならないという大前提を作り、そのデータが無ければ市場に提供できないとの大原則を作りました。

REACH はまた、“高懸念物質（SVHC）”をコントロールするという良いシステムを採用しました。発がん性物質や生殖性を損ねたりする物質をリストアップし、それらを制限して使いあるいは代替えていく方向に進もうという中で、高懸念物質というとらえ方を新しい取り組みの形としました。

この制度下では化学物質の情報を消費者、小売店も手に入れる権利を持っています。

REACH について、日本では、2011 年 11 月に一般社団法人・産業環境管理協会が解説書を出しており、そこで説明されていますように、定められたデータを出して上市するのが大前提です。

認可の対象

認可の対象とされているものは、薬品・化学物質が重大なリスクがあるかないかであり、高懸念物質となると認可が必要になります。

成形品のサプライチェーンは、物品のチェーンに於いて最終製品が高懸念物質を重量比で0.1%以上を含んではいけないとしています。それ以上あった場合は情報を提示しなさいという取り組みになっていて、認可対象物質の候補として、ANEXの14にあり、それが2013年の



12月には151種類。今年の2月で4点が候補に上がるということで155程が高懸念物質に取り上げられています。それにかかわる会社は法的な責任があり、とくに製品中に高懸念物質が0.1%以上ある場合には、安全に使用するためだとか消費者から問い合わせがあった場合には45日以内に情報提供するという条件を付けている。そうした透明性や、消費者の知る権利を大事にしています。0.1%以上あった場合には、加工している先にはマクロ管理や従業員保護、取り扱いについてラベルや説明書などに記入するとともに消費者や関係省庁への情報伝達が必要です。解説書として、2008年「成形品に含まれる物質に関する要求事項についてのガイダンス」、欧州化学物質庁、がある。

もう1つは、高懸念物質151の他に、REACHのANEXの17には制限物質として禁止あるいは制限されている104の物質を上げています。サプライヤーではよく①制限リストと使用中の材料などを比較するだけでいい②そういう制限物質リストとがあるということは、それを守らないといけないので、それを包括的に管理するというシステムを構築するという必要性が解らない③化学薬剤を使っていない会社なので関係ない——などの誤解が生じています。それらは間違いです。化学物質の製造業者は、安全に関する基本的なデータを出して登録して認可をもらう必要があります。それらを加工したりするユーザーでは、使用によって安全リスクが高くなる場合があるので安全データシートなどをよく読んで、高めないやりかたをすること。また、消費者はどういう化学物質が使われているかを知る権利があるので、高懸念物質の情報や安全物質について問い合わせる仕組みがあります。

統合した管理を指摘

ドイツの3p/gsmは、化学物質管理を、インプット（生産）とアウトプット（最終製品や排出物）で使われている制限物質を特定し、その使用を回避し、それを測定することに関する行為であるとしている。3p/gsmがまとめたものによると、化学物質の管理を1つの部門で行うのではなく、製品開発、調達部門も関わり合いがあると同時に、製造や加工工程のプロセスの問題、品質管理の部門などを総合して管理することを指摘している。製品開発段階から有害化学物質を考慮し、特殊なウオッシュブルウエアなどの加工が要求されるような場合はREACHでの制限物質の要求を満たすことができるのか、付属メーカーが要求事項を遵守できるのか、また、バイヤーが代替遵守品を必要

としているのか、等を確認すること。それらを製品開発部が頭に入れて開発しなさい、などと書かれています。調達部門は、とくにサプライヤーの管理が重要で、サプライヤーのリスクのアセスメントやその評価を行い、また、契約書を再調査し、制限物質の項を入れるなどの情報伝達をする必要があります。品質保証部門では、適切な責任者を任命し、リスクの高い材料や化学物質調剤、構成部材を特定し、それをターゲットとする。さらに直接皮膚に接触するものを優先し、試験結果、サプライヤーからの証のような全ての RSL（制限物質リスト）データのデータベースを確立すること。そうしたデータを定期的に評価し、決められた頻度でアップデートする。リスク分類と材料がどのように使われているかに基づいたサンプル選択ルールを決める、などが必要です。

従うべきルール

化学物質をどのように管理するかですが、まずは成形品のガジェット製造業者では、成形品の構成にどのような部材が使われているかを見極める。どのような化学プロセスが適用されているかをふるいにかけ、どの構成部材が危険であるかを明らかにする。そこで、構成部材サプライヤーは生産業者か、あるいは商社なのかを見出すことであり、サプライヤーに対して制限物質に準拠している証を求めることであります。



また、湿潤処理工場では、化学物質サプライヤーは生産業者か問屋/商社なのかの見極め、サプライヤーに対して MSDS（製品安全データシート）の提供を求める、調剤が RSL を遵守している証をサプライヤーに求める、等が求められる。

従うべきルールですが①制限物質なしの材料及び調剤を活用すること②サプライヤーの環境や社会的基準順守を支援すること③複雑なリスク管理を必要とする材料は避けること④生産には法的制限物質の使用を禁止する⑤サプライチェーンがはっきりしている材料だけを使うなどがあります。大事なことは、社内の管理水準を向上させ、会社の経営部門、総務・総括部門、営業、製造など各部門が1つのまとまりとなって仕入れ先に対して管理を強化してから調達をしていくこと。仕入れ先から化学物質の情報を収集し、顧客に対して化学物質の情報を伝達できるような経営をするようになどの管理体制を作ることにある。

[事務局よりのお知らせ]

第12回「CSR&コンプライアンス国際フォーラム2014」開催予定

日時 5月22日木曜日 午後1時30分～5時20分

会場 江戸東京博物館 1階 会議室

詳細につきましてはエコテック・ジャパンホームページ

<http://www.eco-texj.co.jp/> をご参照ください。